# 厚生年金基金実務基準第2号

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

- 第 I 章 財政運営基準の取扱い
- 付録1 「財政検証」等に関する実務基準論点整理ドキュメント
- 付録2 資産の評価の方式及び数理的評価の方式の特徴と選択にあたっての留意点
- 付録3 時価の定義について
- 付録4 様式の記入要領

# 第 I 章 財政運営基準の取扱い

付録1 「財政検証」等に関する実務基準論点整理ドキュメント

当付録1は、実務基準の制定時(平成9年)において検討した内容を記載したものであるため、その後の 関連法令の改正等は反映されていないことに留意が必要である。

財政運営基準	論点	備 考
第3-1-(1) 認識の考え方	<ul> <li>○発生主義に関する考え方</li> <li>・発生主義に基づく考え方は、「決算年度内に発生した事象により生じる収益・費用を当年度中のものと認識する」ことである。年金数理人の財政検証の実務基準内容としては、この考え方に基づいて各勘定科目が設定されていることを前提として財政検証を行う際の実務取扱を定めればよいが、特に給付関係の科目については、発生主義の考え方をブレイがかして表現、例示することとした。また「給付発生の認識は脱退時か裁定時か」との議論があり、実務基準では明示していないが本来は脱退時に認識すべきと解釈している。</li> <li>○例示したもの以外の勘定科目に関する発生主義の考え方を記載すべし、との意見があったが、発生主義を考慮した勘定科目については、通知(各勘定科目の摘要)に記載されており、財政検証の実務基準に記載した事項以上のことを表現する必要はないものと考えられる。ただし今後、実務基準に記載すべき具体事例があれば積極的に盛り込むこととしたい。</li> </ul>	・発生主義の導入に伴い、過年度の精算金が生じる場合が生じる場合が生じる場合である。その内容については厚生年金基金等の関係を基金を表していて」の別談の第2の6損益計算・費用計上不足(超計上を調明を表して、関係を表して、関係を表して、対の利源分析を正なり、の発生の発生源となるで、の発生源となるで、大力質のといるが、といるの発生をある。というないでは、というないでは、というないのでは、というないが必要ないでは、というないのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
	<ul> <li>○年度途中の清算については、財政検証の実務基準で記載する事項ではないと考えられる。当初は考え方の例示を数項目記載する方針であったが、「清算の例示については、年金数理人の財政検証の実務基準に記載する必要はない」との意見があり例示も全文カットすることとした。</li> <li>○支給開始日を超えた待期者の年金額については、発生主義の考え方からは費用計上すべきで</li> </ul>	た。 ・実務基準には記載しないが、 清算を行う必要のある勘定 科目は現金の出入りのある 科目(具体的には「1経常 収支」に含まれる勘定科目 群)のみで、資金異動のない評価性の勘定科目(数理 債務・資産評価調整額等) については清算する必要がないと解釈している。 また、清算は年度単位で 行えばよいものと解釈し
	あると解釈している。(受給中の年金額のうち、2・3月分を費用計上することと同じ考え方)  () 「時効」の取扱いについては、「年金数理人の実務基準に記載すべき項目か」との指摘もあり、発生主義の考え方を表現している中で時効に触れるのは唐突感があるため、カットすることとした。	ている。

財政運営基準	論 点	備考
第1-(23) キャピタルゲイン	<ul><li>○運用コスト控除前のキャピタルゲインについて</li><li>・簿価ベース収益は運用コストを控除したものを表すため、運用コストを含む収益のキャピタル分を区分した後、その比で簿価ベース収益を按分するものとした。</li></ul>	・「キャピタルゲイン」=「運用コスト控除前のキャピタルゲイン」とする事も可能としたい、との意見があったが、収益額に比べて固有報酬は無視出来ない大きさであり按分してでもキャピタルゲインからは除くべきと考える。
	①一般勘定の取扱いについて ・一般勘定の収益分配の他の資産種類との最大の相違点は最低保証の存在であり、最低保証を実施するためのリスクバッファを加味した収益分配にある。このような収益については、「単年度の急激な時価変動を回避する」数理的評価の主旨からみても、収益を区分することの意義に乏しいものと考えられる。  ②、③ 年金信託(合同口)、生保特別勘定(第一特約)の取扱いについて・本来、合同運用の資産種類について厳密にインカム・キャピタルに区分することは不可能である。その中で比較的合理的と思われるものが草案に記載した基準である。 ・キャピタルゲイン)を把握することにある。 (基準収益=簿価ベース収益ーキャピタルゲイン)従って、年度中の給付支払・解約等によって簿	
	価ベース収益に解約損益が反映された基金については、解約損益のために基準収益が左右されないことを目的として、キャピタルゲインに解約損益をそのまま含めることとした。解約損益もインカム・キャピタル両方を源泉としていることは了解しているが、現実には解約損益は定期的に発生する収益ではないため、このうちの一部をインカムと認識することは基準収益をゆがめることとなり、現実的ではないと解釈している。	

財政運営基準	論点	備 考
	・なお、按分の分母である「当該ファンド全体の収益分配額」には解約損益は含まれておらず、個々基金への収益分配額の合計と ファンド全体の収益分配額は一致する。 ・特に、年金信託合同運用口の収益の区分については実務上区分が困難であるとして、「合同口の収益は全額インカムとすべき」との案もあったが、時価移動平均方式の主旨からみて、全額をインカムと認識することは合理的に許容できるものではないと考えられる。また、「全額インカムと認識することも可、と並列で記載する」との意見もあったが、資産評価額を左右する「基準収益」の定め方について、(通知上で「いずれかの方法を基金が選択する」と記載されているものを除き)内容が大きく異なる複数の方式を並列的に基準書に記載することは、受託間の運用競争の局面において無用の誤解を招く恐れもあり、避けるべきと考える。ただし現状では、当該区分方法につき運用部門からの合意が得られていない事情を勘案して、実務基準には、「ひが・キャピタル の区分は各運用機関で定める方法による」と表現することもやむを得ないこととした。  ○償還損益はインカムかキャピタルか、との議論があったが、資産取引を行わないと償還損益は、得られない(償還は取引である)ため、原則としてキャピタルと解釈する。	

評価方法等の変更 直接的いきないたの洗いるとなって	の根拠について こはダブらせることはで が、人員変動による基礎率 替えの目安が30%以上 こいる点を考慮している。 準では「運用の基本方針	
ーウ □ ○実務基	<b>準では「運用の基本方針</b>	
と「クは用合を 上とれ挙上と しそで点一とし よっしばべ お自合自合運われるでスをく っ一て、き 、主」家 用れ言に にっぱん ない ない に に に	で大いでは、 大につ程が、本を繋がいた。 下につ程が、本を繋がいた。 ででは、ですること、様のしいで、 でで定すると、様のしいで、 でで定すると、様のしいで、 ででですると、様のしいで、 ででですると、様のしいで、 ででですると、様のしいで、 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 は同現なる好がでする。 はでいまがでいたが、行いたいで、 はでいまがでいたが、 がいででである。 は同現なるがでできる。 はにてるながででである。 はにてるながででである。 はにてるながでである。 はにいるのでは、 にいるできる。 にいるでは、 にいる	・検証当初は、 「オールドマネーの 30%以上あるいはニューマネーの 30%以上のシェア変更が行われた場合」としていたが、 ・シェア変更と運用の基本方針の変更とは直接的にリンクしていない。 ・オールドマネーの 30%以上の変更を実際には捉えられない場合がある。すなわち、掛金シェアと給付シェアを分離させて定めでいる場合には、給付シェア(ストック部分に相当)の変更は、移動資産の実額を可らかにするに留まり、シェア変更の時点で全体資産に対する変更比率は、必ずしも認識する必要はない。よって、実務的には30%以上の管理が困難となる。といった意見があり、採用するに至らなかった。  (6)のウとして、「第4-1-(3)-オ(繰り上げ計算)に該当し、変更計算を実施する場合」を含めるか否かの検討がなされた。  趣旨は、例えば財政上の資産評価として時価そのものを用いており、リスクの大きい資産の短期的な変動の影響で繰り上げ計算に該当するケースが頻繁に起こるような場合、評価方法の変更を認めようとするものであった。  しかし、検討においては、評価方法の変更の趣旨は、あくまで資産構成の変動を前提とすべきものであり、上記基準は趣旨にそぐわないものとして織り込まなかった。 実際の運営上で上記のようなケースが続発

財政運営基準	論 点	備 考
第3-3-(3) - イ 未償却過去勤務債務 残高	<ul> <li>○実務基準では原則的な償却の場合として「基準日における給与の額(加入員数)         ×特別掛金率(額)         ×残余償却年数に基づく現価率」と述べているが、例えば、事業所別に、過去法でP.S.Lを管理しているケース等、原則に当てはまらない償却方法を既に採用しているケースもある。当基準はそれを否定するものではない。</li> <li>○定率償却における未償却過去勤務債務残高について実務基準にある「期中で掛金変更を行っている場合、あるいは当該事業年度が別の償却方法による償却を行っている場合においては、上記算式の控除部分の式に関わらず、理論的に見込める額を使用する。」とは、例えば次の様なことを言う。</li> <li>(例)前年度末基準として財政計算を行った場合で、他の償却方法から定率償却に変更した場合を、他の償却方法から定率償却に変更した場合を、他の償却方法から定率償却に変更した場合を、他の償却方法から定率償却に変更した場合を、他の償却方法から定率償却に変更した場合を、他の償却方法から定率償却に変更した場合をで、他の償却方法から定率償却に変更した場合をで、他の償却方法から定率償却に変更した場合をで、他の償却方法が多額をで、</li> </ul>	→ 例えば (1+i) <sup>1/2</sup>

## 付録2 資産の評価の方式及び数理的評価の方式の特徴と選択にあたっての留意点

#### 1. 評価の方式について

以下のように分類されるが、資産の実質的価値を年金財政に反映させるという観点からいえば、時価が原則となる。

# 時価

(特徴)

- 評価額は時価そのものであるため、わかりやすい。
  - → 簡明さを選択のポイントとしたい基金への推奨方式

(留意点)

・時価が短期間で急激に変動した場合は、財政運営にダイレクトに影響を与える。

# 数理的評価による方式

(特徴)

- 時価の大幅な変動を回避できること。
  - → 平滑化を選択のポイントとしたい基金への推奨方式

(留意点)

・ 時価との多少なりの乖離が伴うこと、及びその乖離が財政運営へ与える影響について、常に 留意しておく必要がある。 (例えば、時価では繰上げ計算に該当しないが、数理的評価額を 適用したことで該当するケースもあること等。)

# 低価法

(特徴)

• 財政的には、健全性を重視した財政運営となる。

(留意点)

## 2. 数理的評価の方式について

# 時価移動平均方式

(特徴)

- ・ インカムを基準収益とするため(あるいは基準収益を0とするため)、ベースとなる部分(基準収益)が安定しており、評価額も他の方式と比べ安定している。
  - → 評価額の滑らかさを選択のポイントとしたい基金への推奨方式

(留意点)

資産の構成要素によって、インカム水準が異なってくるため、インカムによる収益が時価ベース収益を下回る(上回る)状態が続くと、この評価額は時価を下触れ(上触れ)した水準で推移する。(基準収益を0とした場合も同様)

### 収益差平滑化方式

(特徴)

- ・ 基本的に時価ベース収益に基づいて基準収益を決定するため、長期的にみると評価額は時価に連動する。ただし、平滑化期間が長いと連動するタイミングがずれることに留意すること。
  - → 時価水準になるべく連動することを選択のポイントとしたい基金への推奨方式

(留意点)

・ この評価方式の導入当初は、基準収益率 (時価ベース利回りの平均価) を算定する平均期間 が短いため、時価の短期的な変動の影響を受けやすい。

# 評価損益平滑化方式

・ 簿価ベース収益を基準収益とするため、従来の簿価基準と比較的近い水準で推移する。

→ 従来の簿価基準になるべく連動することを選択のポイントとしたい基金への推奨方式

・ 評価損益の実現度合いによって評価額の変動が起こるため、実現配当政策への配慮が必要となる場合がある。

※以上に挙げた内容は、決して方式の選択を一般論で縛ろうとするものではない。 したがって、基金の個別性を加味した選択が結果的に上記の内容に合致していないこともありうる。

付録 3 [時価の定義について]

財政運営基準	実務基準内容	備考
時価の定義	厚生年金基金財政運営基準の「第1 用語の定義」の「(14)時価」については、社会通念上、公正・妥当と考えられる時価評価にて行うものとする。	満期保有目的の債券を簿価評価する場合の「満期まで保有する積極的な意思」の確認方法
固定資産	財政運営上の固定資産(時価)については、各 運用受託機関から報告を受けた時価を計上する が、その内容は次のとおりとする。	(例示) 運用の基本方針において、 資金の一部(一定割合、一 定額等)又は全部を確実な 利回りの確保を目的として 満期まで保有することを決 定しており、かつ、評価時 点で基金が作成した有価証 券明細書に満期保有目的の 債券が記載されていること により、満期まで保有する 積極的な意思を確認する。
	1. 信託財産 (1)信託財産とは、年金信託・年金指定金銭信託 及び投資一任を言い、これらの各時価評価額 の合計値。	(計算例) 当年度末信託資産(時価) =前年度末信託資産(時価) +元本増減 +時価ベース収益
	(2)各運用アセットの時価評価方法については、 一般的に「時価評価の標準例」による。	時価評価の標準例は、 「厚生年金基金における年 金資産時価評価について (平成10年3月 厚生年 金基金連合会資産運用委員 会資産時価評価検討委員 会)」による。

財政運営基準	実務基準内容	備 考
	2. 保険資産 (1)保険資産とは、一般勘定・第一特約及び第二 特約を言い、これらの各時価評価額の合計値。	
	(2)一般勘定は、当該事業年度末の残高を時価評 価額と見なす。	
	(3)第一特約の時価評価額は、次のとおり。	
	第一特約の時価評価額 = 特約勘定単位の単価 ×保険契約毎の特別勘定単位数	
	(4)第二特約の時価評価額は、次のとおり。	
	第二特約の時価評価額 =当該事業年度末の第二特約部分の時価	
	3. 投資 投資とは、年金特定金銭信託・有価証券及び預貯 金を言い、これらの各時価評価額の合計値。	